

地域協議会に関する「よくある質問」

Q. なぜ地域協議会を設立するの？

A. 地域協議会は、これまで区（自治会）に任せきりだった様々な地域課題への対応を地域と行政が協力して取り組んでいこうという趣旨で組織されるものです。

現在、区（自治会）には地域課題への対応のみならず、加入率の低下や役員の成り手不足、区長の負担増など、地域によって様々な課題が発生していることと思います。

こうした課題に対しても区（自治会）と地域協議会、行政で負担を分かち合うことで、区（自治会）のスリム化に繋がることが期待されます。

Q. 区（自治会）の（金銭的、人的な）負担が増えるのでは？

A. 活動にかかる費用（会議費、事業費、人件費等）はすべて市から補助されるので、区からの持ち出し等はありません。

また、複数の市職員が「地域パートナー」として会議や行事に参加するなど活動を支援するほか、協議会で事務員を雇用することも可能です。

さらに、各区（自治会）の取組みのうち、学区で取り組んだ方が効果的・効率的なものは地域協議会がとりまとめて実施することで区（自治会）の負担を減らすことも可能です。



Q. 既存の地域活動団体を地域協議会に認定することもできるの？

A. 令和2年4月から可能になりました。

既に地域協議会に相当する活動がされている、「地域活動の活発な」地区で有効な設立方法であり、三ツ瀧小学校区ではこの手法を用いて地域協議会を設立しています。

ただし、組織や規約などを地域協議会の仕組みに併せて見直す必要がある場合があります。

Q. 設立すると市から仕事を押し付けられることはないの？

A. 地域協議会の活動はすべて地域の皆さんで決めていただくことができます。

市からは地域協議会の標準的な活動として「地域づくりミーティングの開催」「地域ビジョンの作成」「地域づくり事業の実施」の3つを挙げておりますが、これらの活動についてノルマが設けられていたり、市から活動を強制されたりすることは一切ありません。